

大阪市青少年問題協議会開催次第

日 時 平成 26 年 5 月 28 日 (水)
午後 2 時 ~ 午後 4 時
場 所 大阪市役所 7 階 第 6 委員会室

1 開会あいさつ

2 出席委員等紹介

3 条例改正の報告並びに会長の選任

4 議 案

(1) 経過報告

(2) 平成 26 年度青少年関連事業の年度計画・予算について

(3) 青少年問題に関する今日的課題について

(配布資料)

- 資 料 1 大阪市青少年問題協議会 専門委員会報告 (平成 25 年 3 月)
- 資 料 2 区における青少年問題に関する議論の場 状況一覧
- 資 料 3 大阪市青少年指導員制度要綱、大阪市青少年福祉委員制度要綱
- 資 料 4 各区の青少年指導員、青少年福祉委員の要綱の主な内容 (一覧)
- 資 料 5 青少年関連事業の事業概要・予算
- 参考資料 1 大阪市青少年問題協議会委員名簿
- 参考資料 2 地方青少年問題協議会法 (改正版)
- 参考資料 3 大阪市青少年問題協議会条例 (改正版)
- 参考資料 4 青少年問題協議会に関わる法・条例の新旧対照表

資料2

区における青少年問題に関する議論の場 状況一覧

区名	実施会議名称	会議の位置づけ	設置年度	構成人数	構成員 (地域団体・ 公募市民・ 有識者・ NPO・ 企業・ その他)	平成25年度 開催回数	平成25年度 開催内容	その他
北区	北区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	29	・	1	・平成24年度の区青少年健全育成事業報告 ・平成25年度の区青少年健全育成事業(案)提案	青少年問題に関する議論をより実質的なものにするため、区青少年育成推進会議は役員会やテーマごとの会議を実施していく。 同時に、区青少年指導員協議会や区青少年福祉委員協議会との連携強化を図る。
都島区	都島区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	36	・		平成24年度青少年育成推進事業の報告書類等を送付	平成26年度以降も青少年育成推進事業の報告書類等を送付予定
	青少年指導員・青少年福祉委員との意見交換会		平成25年度	18		2	青少年指導員・青少年福祉委員の委嘱業務にかかる意見交換会	平成26年度以降も年数回開催予定
福島区	青少年指導員連絡協議会		不明	12		12		現在福島区においては、鷺洲・海老江地域を除いて青少年問題等を議論する場を別途設けておりません。一方で毎月開催される青少年指導員連絡協議会において、青少年問題について主体的に取り組んでおり、問題も発生していない。
	鷺洲・海老江地域児童・生徒健全育成協議会		昭和58年度	約50	・	4	各組織緊密な連携を図る中で、常に情報連携と対策協議を行い、問題行動を未然に予防すること。地域ぐるみの補導活動、子どもたちを取り巻く有害環境の浄化活動、地域住民への非行防止意識を高める啓発活動を推進。	今後も継続して実施
此花区	此花区青少年育成推進会議部会	区青少年育成推進会議	平成25年度	60		2	・現状報告と課題について ・中学校の目標について ・現在の取組みについて ・今後の課題について [2月の部会において講演会開催] 「子どもたちの自立にむけて～学校と地域で支えよう～」	・地域での子どもたちへの声かけが、子どもたち自身の見守られている感につながるので、地域でより子どもたちを見守っていくための仕組みを構築する。
	青少年指導員・青少年福祉委員意見交換会	青少年指導員・青少年福祉委員意見交換会	平成25年度	10		2	[意見交換会] ・此花区・青少年指導員要綱(素案)提示 ・此花区青少年福祉委員要綱(素案)提示 ・指導員、福祉委員の改選について(推薦依頼先の選定、一般公募) ・交付金について	・青少年指導員、青少年福祉委員 意見交換 年2回予定
中央区	中央区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	34	・	1	・事業報告及び事業計画の確認 ・青少年犯罪についての現状報告…警察署より ・青少年育成にかかる意見交換	今後も年1回、区内関係団体、地域団体、学校関係者が集まり、青少年育成にかかる活動の協力を確認し、また意見交換を行うことで、青少年の健全育成につなげていく。
西区	西区青少年福祉委員連絡協議会 連絡調整会議	西区青少年福祉委員連絡協議会 連絡調整会議	不明	16		6	概ね2カ月に1回開催される西区青少年福祉委員連絡協議会連絡調整会議の場において、青少年問題における社会環境の浄化及び整備促進を図る等の具体的な議論展開を行っている。	
	西区青少年指導員連絡協議会理事会	西区青少年指導員連絡協議会理事会	不明	37		12	毎月1回開催される西区青少年指導員連絡協議会の理事会の場において、具体的な活動内容に基づき青少年問題に関する議論展開を行っている。	
港区	港区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成25年度	44	・	2	・総会 ・港区青少年育成推進会にかかる意見交換	・6月 総会の開催 ・ 講演会の連携開催 ・ 意見交換会の開催
	港区区政会議 こども青少年部会	区政会議の部会	平成24年度	12	・ ・	6	○さまざまな教育課題等に関する検討 ○教育・青少年の健全育成に関する施策・事業への意見・評価 ○取り組み ・就学制度の改善(学校選択制・指定校の変更、学校の配置や規模の適正化)、中学校給食事業について、少年非行防止活動ネットワークについてなど	
大正区	区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	44		2	・H24事業報告について ・H25事業計画について ・こども110番の家事業について ・健全育成にかかる啓発活動について	
	ラウンドテーブル(こども青少年部会)	区政会議の部会	平成25年度	30	・	2	・指定外就学について ・中学校給食について ・青少年健全育成事業について	
天王寺区	天王寺区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	34		0		
浪速区								今後青少年問題等、議論すべき案件・事案等が生じたときは、青少年指導員等関係団体との連携を図って対応していくとともに、場合によっては区政会議の部会等でも諮っていくことを想定しながら的確に判断していく。

区名	実施会議名称	会議の位置づけ	設置年度	構成人数	構成員 (地域団体・ 公募市民・ 有識者・ NPO・ 企業・ その他)	平成25年度 開催回数	平成25年度 開催内容	その他
西淀川区	西淀川区区政会議	区政会議	平成25年度	32	・ ・ ・	1	西淀川区運営方針における青少年健全育成についての要望等	区政会議にて議論
	西淀川区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	20	・	6	・啓発活動について ・子ども110番の旗について ・青少年健全育成「区民のつどい」について ・区青少年育成功労者表彰について ・少年非行防止ネットワークについて	区青少年育成推進会議にて議論
	区長タウンミーティング	タウンミーティング		30		1	青少年指導員・青少年福祉委員の活動について	区青少年指導員連絡協議会・区青少年福祉委員連絡協議会において議論
淀川区	－	青少年問題に関する議論	平成25年度	40		2	青少年指導員の委嘱内容や活動内容について 区役所と青少年指導員とで議論を行った。	
東淀川区	なし							平成26年度については、青少年指導員・青少年福祉委員委嘱業務にかかわり、区青少年育成推進会議にて業務内容の検証を行い、また、区の運営方針に盛り込んでいくことから区政会議での評価を受けていくこととなり、今後区における青少年問題の協議の場の設置を検討していく。
東成区	東成区区政会議子ども・教育部会	区政会議の部会	平成25年度	15	・	0		
生野区	生野区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	40		1	平成24年度事業報告 平成25年度事業計画	引き続き団体との連携を行う。 小学校下単位などより住民に近い取り組みを推進していく。
旭区	旭区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	58	・	2	平成24年度事業報告について 平成25年度事業計画(案)について 等 旭区における青少年施策について 等	
城東区	青少年健全育成ラウンドテーブル	城東区青少年健全育成推進事業の一環	平成25年度	18	・	1	(1)「いじめ」の問題について (2)各地域での青少年の現状、及び青少年健全育成活動の状況 (3)成人式のありかたについて (4)上記、(1)・(2)・(3)をふまえた城東区全体の青少年健全育成にかかる取組みの今後について (5)その他	平成25年度においては試行的に規模を縮小した形で行った。今後については構成団体、開催頻度などを城東区青少年指導員連絡協議会を中心に議論を行い開催を行う。
鶴見区	鶴見区区政会議 子ども・青少年部会	区政会議の部会	平成24年度	9	・ ・ ・	1	平成24年度鶴見区区政運営の評価について	
	鶴見区青少年育成推進会議総会	区青少年育成推進会議	平成10年度		・	1	区内青少年の健全育成のため、区内関係行政機関・各種団体が連携を密にし、地域における子どもの健全育成環境を構築するネットワークを活用し、子どもの生命と安全を守る地域活動や青少年非行防止など、広く青少年の健全育成を図ることを目的とし、25年度の事業計画と24年度の事業報告を行った。	
	青少年健全育成鶴見区民大会	区青少年育成推進会議		700	・	1	地域において、人間性・創造性豊かな青少年の健全育成をはかり、非行を未然に防止すること を、広く区民に訴え、より広範な区民の参加を得て、社会全体で子ども・青少年の健全育成を推進するという活動方針に基づき、講演をおこなうなどした。	
阿倍野区	青少年問題検討会	区長と区内青少年団体地域代表との情報共有	平成26年度	20		7	・区事務局支援のあり方について ・青指・青福等備品の保管等について ・要綱設置に向けての内容説明、区委嘱業務の任務のあり方等について	基本的に平成25年と同様、区長と各地域代表等との意見交換を実施することで、情報の共有化を図り区内青少年の健全育成にかかる活動のあり方を議論する場とする。
住之江区	住之江区青少年育成推進大会	区青少年育成推進会議	平成10年度	300		1	・住之江警察署より報告「住之江区内の少年非行の現状について」 ・大阪府難波少年サポートセンター講演「少年の立ち直り支援活動について」	
住吉区	まなび・つながりネットワーク 地域教育部会	人権啓発推進協議会、生涯学習推進委員会、 青少年育成推進会議の各協議体を再編し一本化した協議体	平成24年度	13		2	・部会の進め方について ・住吉区民まつりについて ・すみよし区民文化フェスティバルについて ・青少年育成推進事業について ・その他	
東住吉区	東住吉区青少年健全育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成10年度	60	・	0		既存の区の会議等、さまざまな機会を通じて議論ができるよう検討する。
平野区	平野区青少年育成推進会議	区青少年育成推進会議	平成25年度	39	・	3	青少年指導員・青少年福祉委員制度について 区における青少年育成推進体制の見直しについて	
	平野区青少年育成推進会議企画検討委員会	区青少年育成推進会議	平成25年度	14				
西成区	社会を明るくする運動西成区推進委員会		平成24年度	31団体	・	1	・社会を明るくする運動について ・青少年犯罪等について ・区民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、区内各種団体の積極的な協力と連携のもとに、青少年の健全な育成を推進し、犯罪や非行のない社会を築くための意見交換。	

大阪市青少年指導員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において青少年指導員制度を構築することにより、住民との連携の下で地域における青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(青少年指導員の設置)

第2条 本市に青少年指導員を置く。

- 2 青少年指導員の定数は、別に定める。
- 3 青少年指導員は、本市の住民等のうちから市長が委嘱する。
- 4 青少年指導員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 青少年問題に関する啓発に関すること
 - (2) 青少年の指導及び相談に関すること
 - (3) 地域における青少年の健全育成に関すること
 - (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項

(任期)

第3条 青少年指導員の任期は、4月1日から2年間とする。ただし、補欠の青少年指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考)

第4条 青少年指導員の選考にかかる事項は、区長が定める。

(解嘱)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該青少年指導員を解嘱することができる。

- (1) 青少年指導員から辞職の申出があったとき
- (2) 青少年指導員が次条第2項又は第3項に定める義務に違反したときその他青少年指導員として適格性を欠くと市長が認めるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が解嘱することを適当と認めるとき

(青少年指導員の義務)

第6条 青少年指導員は、第2条第4項各号に掲げる業務(以下「委嘱業務」という。)を行うにあたっては、個人の人格を尊重しなければならない。

- 2 青少年指導員は、委嘱業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 青少年指導員は、その地位を政治的目的、宗教的活動又は営利のために利用してはならない。
- 4 青少年指導員は、市その他関係機関又は関係団体の行う研修事業等に積極的に参加し、青少年の健全育成に関する知識の向上、青少年問題の実態把握等を図るように努めなければならない。

（青少年指導員協議会）

第7条 青少年指導員は、委嘱業務を行うにあたり、校区等地域(おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。)又は区長が適当と認める地域ごとに青少年指導員協議会(以下「地域協議会」という。)を組織し、地域協議会として活動するものとする。

- 2 前項の規定は、地域協議会が、地域活動協議会の下で活動することを妨げるものではない。
- 3 青少年指導員は、委嘱業務を行うにあたり、必要に応じて区ごとに区青少年指導員協議会(以下「区協議会」という。)を組織し、区協議会として活動するものとする。
- 4 区協議会は、区における委嘱業務を円滑かつ効果的に行う上で全市的な観点から連絡調整等を行う必要があると認めるときは、その協議により、市青少年指導員協議会(以下「市協議会」という。)を組織するものとする。
- 5 委嘱業務にかかる地域協議会又は区協議会の事務は、区役所又は区役所が委託した団体において処理する。
- 6 前項の事務処理にあたり、区役所又は区役所が委託した団体は、必要に応じて地域協議会又は区協議会と協議を行う。
- 7 委嘱業務にかかる市協議会の事務は、こども青少年局において処理する。
- 8 前項の事務処理にあたり、こども青少年局は、必要に応じて市協議会と協議を行う。

（費用負担）

第8条 青少年指導員には、報償金は支給しない。

- 2 本市は、別に定めるところにより、前条第1項の規定による地域協議会及び第3項の規定による区協議会の活動に要する費用を負担する。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、区長会議と協議の上、こども青少年局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

大阪市青少年福祉委員制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市において青少年福祉委員制度を構築することにより、住民との連携の下で地域における青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（青少年福祉委員の設置）

第2条 本市に青少年福祉委員を置く。

2 青少年福祉委員の定数は、別に定める。

3 青少年福祉委員は、本市の住民等のうちから市長が委嘱する。

4 青少年福祉委員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年指導員活動への支援に関すること
- (2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関すること
- (3) 地域における青少年の健全育成に関すること
- (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項

（任期）

第3条 青少年福祉委員の任期は、4月1日から2年間とする。ただし、補欠の青少年福祉委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（選考）

第4条 青少年福祉委員の選考にかかる事項は、区長が定める。

（解嘱）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該青少年福祉委員を解嘱することができる。

- (1) 青少年福祉委員から辞職の申出があったとき
- (2) 青少年福祉委員が次条第2項又は第3項に定める義務に違反したときその他青少年福祉委員として適格性を欠くと市長が認めるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が解嘱することを適当と認めるとき

（青少年福祉委員の義務）

第6条 青少年福祉委員は、第2条第4項各号に掲げる業務(以下「委嘱業務」という。)を行うにあたっては、個人の人格を尊重しなければならない。

2 青少年福祉委員は、委嘱業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 青少年福祉委員は、その地位を政治的目的、宗教的活動又は営利のために利用してはならない。
- 4 青少年福祉委員は、市その他関係機関又は関係団体の行う研修事業等に積極的に参加し、青少年の健全育成に関する知識の向上、青少年問題の実態把握等を図るように努めなければならない。

（青少年福祉委員協議会）

第7条 青少年福祉委員は、委嘱業務を行うにあたり、校区等地域(おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。)又は区長が適当と認める地域ごとに青少年福祉委員協議会(以下「地域協議会」という。)を組織し、地域協議会として活動するものとする。

- 2 前項の規定は、地域協議会が、地域活動協議会の下で活動することを妨げるものではない。
- 3 青少年福祉委員は、委嘱業務を行うにあたり、必要に応じて区ごとに区青少年福祉委員協議会(以下「区協議会」という。)を組織し、区協議会として活動するものとする。
- 4 区協議会は、区における委嘱業務を円滑かつ効果的に行う上で全市的な観点から連絡調整等を行う必要があると認めるときは、その協議により、市青少年福祉委員協議会(以下「市協議会」という。)を組織するものとする。
- 5 委嘱業務にかかる地域協議会又は区協議会の事務は、区役所又は区役所が委託した団体において処理する。
- 6 前項の事務処理にあたり、区役所又は区役所が委託した団体は、必要に応じて地域協議会又は区協議会と協議を行う。
- 7 委嘱業務にかかる市協議会の事務は、こども青少年局において処理する。
- 8 前項の事務処理にあたり、こども青少年局は、必要に応じて市協議会と協議を行う。

（費用負担）

第8条 青少年福祉委員には、報償金は支給しない。

- 2 本市は、別に定めるところにより、前条第1項の規定による地域協議会及び第3項の規定による区協議会の活動に要する費用を負担する。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、青少年福祉委員に関し必要な事項は、区長会議と協議の上、こども青少年局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 青少年福祉委員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

各区の青少年指導員、青少年福祉委員の要綱の主な内容(一覧)

	区	青少年指導員			青少年福祉委員		
		定数	年令	業 務	定数	年令	業 務
1	北	230名	年齢満18歳以上50歳未満の者	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査 (4) 青少年によるイベントの開催 (5) その他区長が定める事項	206名	年齢満30歳以上65歳未満の者。ただし該当しない者についても、地域の実情に応じて、選考することができる	(1) 指導ルームへの協力 (2) 有害環境の調査 (3) 青少年活動団体との連絡会議 (4) その他区長が定める事項
2	都島	153名	満18歳以上50歳未満	(1) 青少年の非行防止・健全育成のための啓発活動 (2) 青少年の非行防止のための夜間巡視活動(指導ルーム) (3) 青少年の健全育成のための文化・スポーツ大会等開催 (4) 青少年指導に関する研修会等開催	127名	満50歳以上 概ね65歳の者	(1) 青少年指導員支援活動(指導ルーム等への協力) (2) 社会環境浄化活動(有害環境実態調査) (3) 青少年関係団体との区交流会及び青少年問題に関する研修等
3	福島	町会数以上(別途規定)	満18歳以上55歳未満	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査 (4) 青少年によるイベントの開催 (5) 地域における青少年の育成 (6) その他区長が必要と認める事項	町会数以上(別途規定)	満30歳以上 概ね65歳の者	(1) 指導ルームへの協力 (2) 有害環境の調査 (3) 青少年活動団体との連絡会議 (4) 地域における青少年の育成 (5) その他区長が必要と認める事項
4	此花	町会数以下	満18歳以上50歳未満	(1) 青少年非行防止に関する啓発活動 (2) 青少年指導ルーム活動(青少年街頭指導・青少年に関する相談・危険箇所の把握等) (3) 青少年健全育成に関連するイベントへの協力 (4) 青少年指導員の研修や会議等への参加 (5) 青少年指導員の担い手育成に関する活動	町会数以下	満50歳以上70歳未満	(1) 青少年指導ルーム活動への協力 (2) 地域における有害環境の把握 (3) 青少年活動団体との共催活動 (4) その他、青少年指導員活動への支援
5	中央	264名	満18歳以上50歳未満	(1) 青少年の非行防止・見守り活動 (2) 青少年の指導及び相談活動 (3) 青少年問題に関する啓発・情報発信活動 (4) 青少年の豊かな心を育むスポーツ・体験活動 (5) 青少年の健全育成につながる地域コミュニティ醸成活動	264名	年齢満50歳以上65歳未満の者。ただし弾力的に運用することができる。	(1) 青少年指導員活動への支援に関する活動 (2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関する活動 (3) 地域における青少年の健全育成に関する活動 (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項
6	西	146名	満18歳以上50歳未満	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査 (4) 青少年スポーツ大会 (5) 青少年指導者等研修会 (6) その他、青少年健全育成にかかる活動	132名	満50歳以上65歳未満	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルームへの協力 (3) 社会環境実態調査 (4) 青少年指導者等研修会 (5) その他、青少年健全育成にかかる活動
7	港	1町会1名	満18歳以上50歳未満	(1) 青少年問題に関する啓発活動 (2) 青少年の指導及び相談に関する活動 (3) スポーツを通じた青少年の健全育成に関する活動 (4) その他、青少年の健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項	1町会1名	年齢満30歳以上65歳未満の者。ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るため弾力的な運用を行うものとする。	(1) 青少年指導員活動への支援に関する活動 (2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関する活動 (3) 地域における青少年の健全育成に関する活動 (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項

各区の青少年指導員、青少年福祉委員の要綱の主な内容(一覧)

	区	青少年指導員			青少年福祉委員		
		定数	年令	業 務	定数	年令	業 務
8	大正	124名	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年の実態やニーズなど青少年問題の把握 (2) 青少年問題に関する啓発活動、青少年の指導・相談、関係機関との連絡調整 (3) 青少年の健全育成のための人的・物的資源の活用 (4) 地域の青少年指導者・関係団体との連携、助言指導、地域活動の担い手となるユースリーダーの育成 (5) 青少年の多様な体験活動の推進 (6) 地域活動協議会など地域におけるコミュニティ団体との連携、地域活動への積極的な参加、青少年の参加促進 (7) その他青少年指導員の活動目的を達するために必要な業務	124名	年齢満30歳以上65歳未満の者。ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るため地域の实情に応じた弾力的な運用を行うものとする。	(1) 青少年指導員活動への支援 (2) 社会環境浄化活動 (3) 青少年関係団体等との連絡調整、ネットワーク化 (4) その他青少年福祉委員の活動目的を達するために必要な業務
9	天王寺	105名	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年の非行及び事故を未然に防止し健全な育成図るため、街頭指導、相談、危険箇所・問題少年の把握及び関係先へ連絡資料整備広報などの活動 (2) 地域における青年活動の推進及び社会参加促を図るため、地域ボランティア活動の核となるリーダーの育成 (3) その他青少年健全育成のために必要な活動	87名	満50歳以上 65歳未満	(1) 青少年指導員活動への支援に関する活動 (2) 地域における青少年の健全育成に関する活動 (3) 社会環境浄化活動など、その他、青少年健全育成のために必要な活動
10	浪速	90名	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年問題に関する啓発活動に関すること (2) 青少年の指導及び相談に関すること (3) 地域における青少年の健全育成に関すること (4) 青少年を対象としたイベントの開催に関すること (5) 地域活動の担い手となるユースリーダーの育成に関すること (6) 子ども会をはじめその他青少年団体の支援に努める。	90名	満50歳以上 65歳未満の者 ただし、弾力的に運用することができる。	(1) 青少年指導員の行う指導ルームへの協力に関すること (2) 社会環境浄化活動に関すること (3) 青少年活動団体との連絡会議に関すること
11	西淀川	145名	満18歳以上 50歳未満	1.指導ルーム等の活動 2.青少年の非行防止、健全育成に関する体育・文化活動 3.青少年の非行防止、健全育成に関する研修活動 4.その他、地域における青少年の健全育成に関することで区長が定める事項	145名 (ただし、各町会1名を基本とする。)	満30歳以上 70歳未満	1.指導ルームへの協力 2.有害環境の調査 3.青少年の健全育成に関する研修活動 4.その他、地域における青少年の健全育成に関することで区長が定める事項
12	淀川	1町会 1名	満18歳以上 50歳未満	1.街頭啓発活動 2.指導ルーム活動 3.青少年実態調査 4.地域活動協議会などの団体等との連携 5.成人の日記念のつどい等、本区との協働による活動	1町会 1名	おおむね 満50歳以上 65歳未満	1.指導ルームへの協力 2.有害環境の調査 3.青少年指導員への側面支援 4.地域活動協議会などの団体との連携 5.成人の日記念のつどい等、本市との協働による活動
13	東淀川	各 地域 定 数 の 合 計	満18歳以上 50歳未満 ただし、地域の实情に応じて弾力的な運用が可能	(1) 街頭啓発(リーダー) (2) 指導ルーム(リーダー) (3) 地域における青少年の健全育成に関すること (4) 東淀川区成人の日記念のつどいの企画運営の協力 (5) その他、区長が必要と認めるもの	各 地域 定 数 の 合 計	満50歳以上 65歳未満 ただし、地域の实情に応じて弾力的な運用が可能	(1) 青少年指導員活動の支援 (2) 有害環境の調査 (3) 地域における青少年の健全育成に関すること (4) 東淀川区成人の日記念のつどいの企画運営の協力 (5) その他、区長が必要と認めるもの
14	東成	173名	満18歳以上 50歳未満	(1) 指導ルーム (2) 集団行動などの体験活動 (3) ユースリーダー・地域指導者育成事業 (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事業	151名	満50歳以上 65歳未満	(1) 指導ルームへの協力 (2) 青少年健全育成推進者の育成 (3) 青少年指導員活動の側面的支援 (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体との協議の上、区長が定める事業

各区の青少年指導員、青少年福祉委員の要綱の主な内容(一覧)

	区	青少年指導員			青少年福祉委員		
		定数	年令	業 務	定数	年令	業 務
15	生野	260名	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年問題に関する啓発に関すること (2) 青少年の指導及び相談に関すること (3) 地域における青少年の健全育成に関すること (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項	225名	満30歳以上 65歳未満の者	(1) 青少年指導員活動への支援に関する こと (2) 有害環境から青少年を守る社会環境 浄化活動に関すること (3) 地域における青少年の健全育成に 関すること (4) その他、青少年健全育成にかかる関 係団体等との協議の上、区長が定める事 項
16	旭	概ね 140 名	満18歳以上 50歳未満	1.指導ルームなど非行防止啓発活動. 2.青少年に対する指導及び相談活動 3.スポーツ大会など「生きる力」を育成する 多様な体験活動の推進 4.区民まつり、スポーツフェスティバル及び 成人の日記念のつどいなど区事業への支 援 5.各校下(概ね小学校区の範囲を基本とす る地域をいう。以下同じ。)での青少年の健 全育成を目的とした事業 6.各校下の祭り及び運動会など地域行事へ の協力 7.区内地域活動団体との連携	概ね 140 名	原則として 満30歳以上 65歳未満	1.青少年指導員への支援 2.青少年のための健全な環境づくり 3.区民まつり及びスポーツフェスティバル など区事業への支援 4.区が主催する青少年健全育成事業への 協力 5.各校下での青色防犯パトロールなど安全・安心なまちづくりの推進 6.各校下の祭り及び運動会など地域行事 への協力 7.区内地域活動団体との連携
17	城東	269名	年齢満18 歳以上50 歳未満の 者	(1) 啓発活動 (2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査 (4) 青少年を対象としたイベントの開催 (5) ユースリーダー育成事業 (6) その他目的の達成に必要な事項 (区役所、校区等地域の青少年指導員協議 会若しくは城東区青少年指導員協議会(以 下、「区協議会」という)において協議のうえ 調整)	237名	年齢満30 歳以上概 ね65歳未 満の者 (ただし、地 域における 青少年活 動への円 滑な推進を 図るため、 年齢要件 「65歳未 満」は弾力 的に運用 することが できる。)	(1) 指導ルームへの協力 (2) 有害環境の調査 (3) 青少年活動団体との連絡会議 (4) 青少年健全育成に関する啓発事業 (5) その他目的の達成に必要な事項 (区役所、校区等地域の青少年福祉委員 協議会若しくは城東区青少年福祉委員協 議会(以下、「区協議会」という)において 協議のうえ調整)
18	鶴見	195名	満18歳以上 50歳未満	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルーム 指導ルーム (3) 青少年実態調査 (4) 青少年によるイベントの開催 (5) ユースリーダーの育成 (6) 委嘱業務遂行に必要な研修 (7) 他の団体と意見交換会 (8) 区民まつり、成人の日記念のつどい 等、区事業への支援	164名	満30歳以上 65歳未満の者 ただし、地 域における 青少年活 動の円滑 な推進を図 るため、弾 力的に運 用すること ができる。	(1) 指導ルームへの協力 (2) 有害環境の調査 (3) 青少年によるイベントの開催 (4) 委嘱業務遂行に必要な研修 (5) 青少年活動団体との連絡会議 (6) 区民まつり等区事業への支援
19	阿倍野	概ね 町会 数 (150 名)	満18歳以上 50歳未満	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルーム (3) 青少年による体験活動(別表) (4) ユースリーダー育成事業 (5) その他青少年の健全育成事業(別表)	概ね 町会 数 (150 名)	年齢満30 歳以上65 歳未満の 者	(1) 指導ルームへの協力のほか、青少 年健全育成に取組む青少年指導員等へ の側面的支援 (2) 有害環境の調査 (3) その他青少年の健全育成事業 (4) 青少年問題をテーマとした講演会、 学習会の開催
20	住之江	規定 なし (改 選要 領に 定め る)	規定なし	1.青少年の非行防止や安全・安心なまちづ くりに向けた啓発活動 2.青少年の指導・相談 3.青少年の実態やニーズなどの把握、青少 年問題についての研修 4.青少年関係団体の運営・活動についての 助言指導 5.地域活動の担い手となるユースリーダー の育成 6.青少年の多様な体験活動の推進 7.その他、区長が定める事項	規定 なし (改 選要 領に 定め る)	規定なし	1.青少年指導員活動への支援 2.青少年を取り巻く環境の実態調査、青少 年問題についての研修 3.青少年関係団体との連絡調整、情報発 信 4.青少年の健全育成に向けた市民活動団 体のネットワーク化 5.その他、区長が定める事項

各区の青少年指導員、青少年福祉委員の要綱の主な内容(一覧)

	区	青少年指導員			青少年福祉委員		
		定数	年令	業 務	定数	年令	業 務
21	住吉	町会数を基本として、実情に応じ加減	満18歳以上 50歳未満	(1)統一指導ルームの実施 (2)成人式記念のつどい企画実施 (3)青少年問題にかかわる啓発活動の実施 (4)区内青少年の健全育成にかかわる各種事業実施	町会数を基本として、実情に応じ加減	年齢満30歳以上65歳未満の者を原則とする。	(1)青少年指導員への側面的援助 (2)指導ルームへの協力と啓発 (3)有害環境を始めとした、社会環境の実態調査と啓発
22	東住吉	216名	満18歳以上 50歳未満 (ただし地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、弾力的に運用することができる。)	1.非行防止等青少年問題に関する啓発・広報活動 2.指導ルーム活動 3.青少年の生きる力を育成する多様な体験活動 4.成人の日記念のつどい事業にかかる活動 5.青少年健全育成にかかる関係団体との連携 6.青少年指導員の資質向上のための研修	216名	満50歳以上 65歳未満 (ただし地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、弾力的に運用することができる。)	1.東住吉区青少年指導員要綱第3条に規定する業務の支援活動 2.青少年を有害環境から守るための啓発及び調査活動 3.成人の日記念のつどい事業にかかる活動 4.青少年健全育成にかかる関係団体との連携 5.青少年福祉委員の資質向上のための研修
23	平野	254名	満18歳以上 50歳未満	(1)青少年問題に関する街頭啓発や研修会の開催 (2)非行防止のための夜間等の巡視パトロール(指導ルーム活動) (3)青少年実態調査 (4)青少年関係団体の運営・活動についての助言指導 (5)地域活動の担い手となるユースリーダーの育成 (6)青少年の多様な体験行事の開催 (7)その他青少年の健全育成に関する活動	254名	満50歳以上 65歳未満 ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、校下選考会の意見を受けて、地域の実情に応じた弾力的な運用を行うことができる。	(1)非行防止のための夜間巡視パトロールへの協力、文化・スポーツ行事の開催支援 (2)青少年をとりまく社会環境の浄化活動 (3)青少年活動団体との連絡調整会議や研修会の開催 (4)その他青少年の健全育成を促進する活動
24	西成	240名	年齢満18歳以上50歳未満の者(ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、弾力的に運用することができる。)	(1)街頭啓発 (2)指導ルーム (3)地域における青少年健全育成活動に関すること (4)その他区長が定める活動	218名	年齢満30歳以上65歳未満の者	(1)指導ルームへの協力 (2)有害環境の調査 (3)青少年活動団体との連絡会議 (4)その他区長が定める活動

青少年関連事業の事業概要・予算

若者自立支援

・若者自立支援事業

青年期になっても社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者に対し、それぞれのニーズに応じ、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援する。

事業予算額（平成 25 年度・平成 26 年度）

若者自立支援事業	24,781 千円	25,490 千円
----------	-----------	-----------

青少年関連施設運営

・青少年センターの運営

青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促し、また青少年に対し、音楽、舞踏、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進する。

・こども文化センターの運営

舞台芸術を活かした芸術文化の事業を中心に、本物の舞台芸術の提供と芸術文化の創造活動を通じて、こどもに感動を与え、豊かな感性と創造性を育むことによりこどもの健全育成を図る。

・青少年野外活動施設の運営

自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

・長居ユースホステルの管理運営

青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。（平成 26 年度より指定管理代行料 0 円で運営）

事業予算額（平成 25 年度・平成 26 年度）

青少年センターの運営	53,417 千円	51,202 千円
こども文化センターの運営	87,868 千円	82,546 千円
青少年野外活動施設の運営	191,995 千円	60,420 千円
長居ユースホステルの運営	125 千円	0 千円

青少年活動の推進・青少年団体の助成 等

・青少年問題協議会の運営

青少年の健全育成にかかる総合的施策を審議するために、地方青少年問題協議会法に基づき設置された大阪市青少年問題協議会を開催する。

・子ども会活動の推進

子ども会活動の基盤を強化し、地域における青少年育成活動を活性化させることで青少年の健全育成に資することを目的とする。

・ユースリーダー育成事業

イベントの企画等を通して地域とのつながりを持つきっかけを作り、青年の社会参加を促進することで今後の地域社会の担い手として育成する。

・成人の日記念事業

新成人に対して、「各区成人の日記念のつどい」への案内を区から行うとともに、市役所庁舎屋上において、「みおつくしの鐘」打鐘のつどいを実施する。

・こどもの日記念事業

こどもの日を記念して、こどもの健全育成を願い、青少年関係団体等の参画による企画・運営と、全市の多くの子どもたちや家族の自主的な参加のもとで、子どもたちが主体的に楽しく遊ぶ交歓と交流及び自己実現の場として「大阪市こどもカーニバル」を開催する。

・青少年指導者養成事業

青少年活動に関心のある市民などを対象に、青少年活動の指導者として必要な知識・技能・態度の習得を図り、養成した指導者をリーダーバンクに登録し、継続的に研修を実施し、資質の向上を図り各種事業に派遣する。

・青少年国際交流派遣事業

未来を担う子どもたちを、海外に派遣し、現地での交流やホームステイなどの生活体験を通じて異文化社会に対する理解を深め、国際性豊かな青少年を育成するとともに、将来、大阪の市民協働の中心となって活動する人材育成を図る。

事業予算額（平成25年度・平成26年度）

青少年問題協議会の運営	347千円	361千円
子ども会活動の推進	6,478千円	6,007千円
ユースリーダー育成事業	2,208千円	288千円
成人の日記念事業	927千円	893千円
こどもの日記念事業	4,398千円	4,317千円
青少年指導者養成事業	4,852千円	4,106千円
青少年国際交流派遣事業	2,367千円	2,361千円

青少年非行対策の推進

・青少年育成推進会議

子どもの生命と安全を守る地域活動や青少年の非行防止など広く青少年の健全育成を図ることを目的とし、年 1 回、市全体事業として、青少年育成推進大会を開催し、各区においては、こども向けの講習会を実施する。

・青少年非行防止対策

青少年を取り巻く社会環境や少年非行の現状と留意点を青少年の保護者、地域住民や青少年健全育成にかかわる指導者等に提供することにより、非行防止についての啓発や意識の向上を図る。

・青少年指導員・青少年福祉委員の養成

地域における青少年の健全育成と非行防止に取り組んでいる青少年指導員・青少年福祉委員を対象に研修会を開催し、実践活動に必要な知識及び技能の修得を図る。

・青少年指導員・青少年福祉委員の改選

青少年指導員・青少年福祉委員の委嘱を、新たに平成 26 年度当初に行うため、委嘱者に委嘱状を交付し、解嘱者に感謝状を贈呈する。

・青少年指導員・青少年福祉委員活動

委嘱を受けた、青少年指導員・青少年福祉委員が地域における青少年活動の活性化を図るとともに、青少年の健全育成を図る。(26 年度より各区へ財源委譲)

事業予算額(平成 25 年度・平成 26 年度)

青少年育成推進会議	1,531 千円	1,445 千円
青少年非行防止対策	168 千円	160 千円
青少年指導員・青少年福祉委員の養成	130 千円	691 千円
青少年指導員・青少年福祉委員の改選	3,298 千円	2,158 千円
青少年指導員・青少年福祉委員活動	20,565 千円	0 千円

大阪市青少年問題協議会委員名簿

大阪家庭裁判所首席家庭裁判所 調査官	有田禎宏
大阪市地域振興会 副会長	牛島淳勝
大阪市地域女性団体協議会 会計	大成道子
大阪市保護司会連絡協議会 会長	加賀道治
神戸女子大学 教授	梶木典子
大阪市青少年指導員連絡協議会 理事	加藤正也
大阪更生保護女性連盟 副会長	神谷和代
大阪市会議員	河崎大樹
大阪市子ども会育成連合協議会 副会長	河島民子
大阪保護観察所長	幸島聡
弁護士	古島礼子
大阪市PTA協議会 会長	笹川正明
大阪市民生委員児童委員協議会 会長	白國 哲司
大阪府警察本部 生活安全部長	杉内由美子
大阪市立大学 非常勤講師	竹村安子
大阪労働局 総務部長	田中仁志
大阪市社会福祉協議会 理事	中田浩
大阪市青少年福祉委員連絡協議会 事務局長	富士原純一
大阪大学 教授	森栗茂一
大阪府医師会 理事	矢野隆子

地方青少年問題協議会法

（昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号）

最終改正：平成二十五年六月十四日法律第四十四号

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第

三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改

正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

大阪市青少年問題協議会条例

昭和 28 年 12 月 24 日
条例第 66 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、本市に市長の附属機関として大阪市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第 3 条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)を含む半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(施行の細則)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 31 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 19 日条例第 90 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日条例第 9 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

青少年問題協議会に関わる法・条例の新旧対照表
(平成26年4月1日改正)

地方青少年問題協議会法の改正内容

改正後	改正前
第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。 2 (削除) 3 (削除)	第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

大阪市青少年問題協議会条例の主な改正内容

改正後	改正前
第3条 会長は、委員の互選により定める。 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。	第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。協議会に副会長を置く。 副会長は、委員の互選による。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。